

# 健保組合からのお知らせ

平成29年2月

兵庫県運輸業健康保険組合

## 平成29年度の介護保険料率に変更になります。

当組合の介護保険料率が平成29年3月分(5月1日納期分)から**1.84%**(現行:1.74%)に変更になります。なお、一般保険料率は変更ありません。

賞与については、3月1日以降支給分からとなります。

一般保険料率・介護保険料率の負担割合の内訳は、下記のとおり変更となりますので、誤りのないようお願いします。

変更前(平成29年2月分まで)

	事業主 負担	被保険者 負担	合計
一般保険料率	5.060%	5.010%	10.070%
(うち基本保険料率)	2.968	2.938	5.906
(うち特定保険料率)	2.040	2.021	4.061
(うち調整保険料率)	0.052	0.051	0.103
介護保険料率	0.870	0.870	1.740
合計	5.895	5.880	11.810

変更後(平成29年3月分から)

	事業主 負担	被保険者 負担	合計
一般保険料率	5.060%	5.010%	10.070%
(うち基本保険料率)	2.696	2.669	5.365
(うち特定保険料率)	2.304	2.281	4.585
(うち調整保険料率)	0.060	0.060	0.120
介護保険料率	0.920	0.920	1.840
合計	5.980	5.930	11.910

介護保険料徴収被保険者は、40歳から64歳までの被保険者で、一般保険料率に介護保険料率を加えて算出した額となります。

特定保険料は、高齢者医療制度への支援金等に充てるため、国に納付します。

## 平成28年度各種補助金請求書申請期限について

当組合では、平成28年度の保健事業として生活習慣病予防健診補助・短期人間ドック利用補助・がん検診利用補助・インフルエンザ予防接種費用補助・宿泊施設利用補助を実施しております。

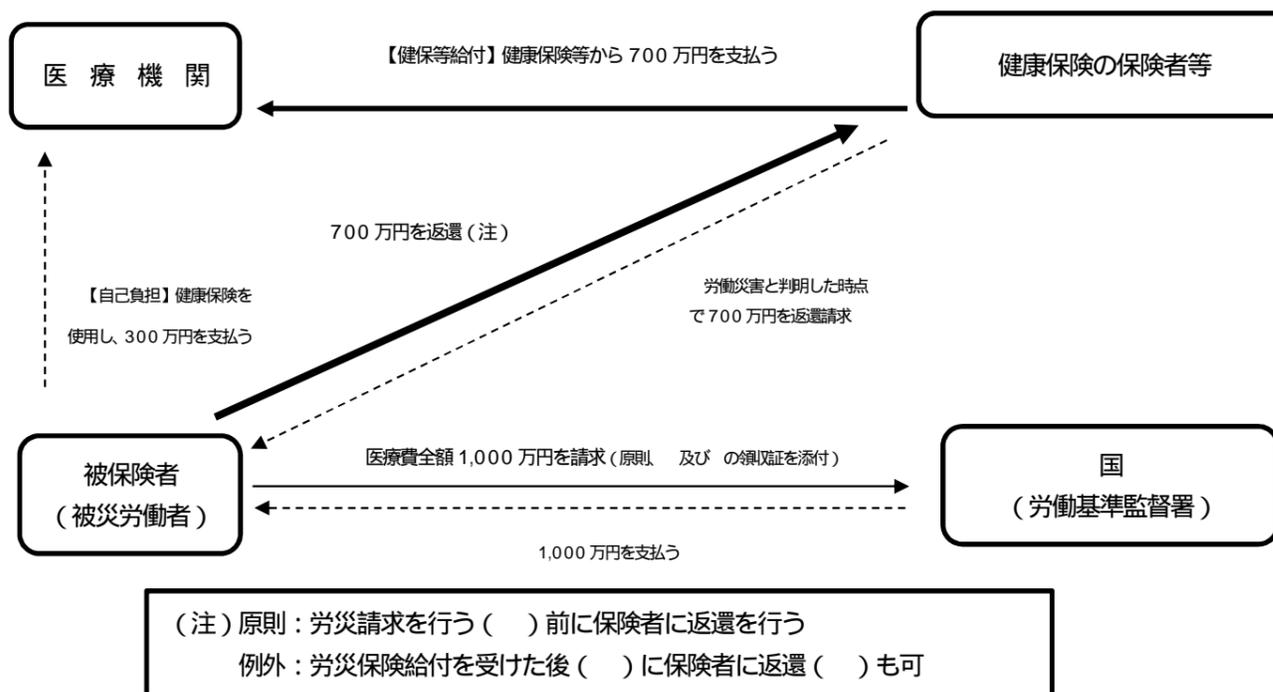
補助金請求書につきましては、当組合に**3月31日(必着)**までに提出してください。健康保険組合の事業運営基準により**4月1日以降の請求につきましては、平成28年度予算として執行できないためお支払いできません**ので、ご注意くださいとともにご理解とご協力をお願いします。

**労災認定された傷病等に対して医療保険から  
給付を受けていた場合における給付の調整について**

労災認定された傷病等に対して、過去に医療保険（健康保険等）から給付を受けていた被保険者等については、医療保険（健康保険等）からの給付額を保険者（健康保険組合等）に返還したうえで、労働基準監督署に労災保険給付を申請することが原則でしたが、被保険者等の負担軽減を図るため、医療保険へ返還を要する金額相当分の労災保険給付の受領について、保険者（健康保険組合等）に委任する旨を労働基準監督署に申し出た場合に限り、次の方法により調整できることになりましたので、お知らせします。

**（過去に、健康保険を使用して1,000万円の医療費を要した例）**

【現行】



【新制度】

